

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第3条関係)

事業の種類	採択基準	市の補助率 (対事業費) (千円未満切捨)	摘要
略			
土地改良施設 PCB廃棄物処理 促進対策事業	国の土地改良施設 PCB廃棄物処理 促進対策事業 実施要綱 等による。	43%	土地改良区を事業主体とした事業を対象とする。
終期	令和5年3月31日		

※ 略

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表

事業の種類	採択基準	市の補助率 (対事業費) (千円未満切捨)	摘要
略			
終期	令和4年3月31日		

※ 略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。